

モントルー会議（1936年）と日本外務省
——国際連盟脱退後における二つの連盟観——

樋口 真魚

本稿はトルコの海峡非武装を規定したローザンヌ条約（1923年）の改訂会議（モントルー会議）に焦点を当てることで、連盟脱退後の日本が対連盟関係をいかに捉えていたかを考察する。連盟脱退以来、日本外交は対連盟関係をいかに再設定するべきかという潜在的課題を内包していた。特にソ連の連盟加入以来、日本は制裁の法的根拠となりえる連盟規約への警戒感を増大させた。日ソ戦勃発時にソ連が連盟に対して対日制裁を働きかけるのではないかと危惧していたからである。そこで日本は新条約と連盟規約の法的関係が争点となるモントルー会議を今後の対連盟関係への試金石として捉え、積極的に対応することになる。その際、新条約への方針をめぐり、日本外務省内には二つの路線が浮上した。ひとつは、有田八郎外相のように連盟の介入を排除する路線であり、いまひとつは佐藤尚武全権のように連盟との並存を追求する路線であった。本稿では、会議を通して、日本外務省が省内の路線対立を抑制し、「連盟と並存可能な連盟脱退国」として対連盟関係の再設定を試みる過程が描かれる。

具体的にいえば、有田は「締約国会議」という連盟と対置される交渉空間の創設を訴え、さらに新条約の条文において連盟規約の援用を避けるなど連盟による介入の排除を主張した。一方、佐藤はソ連やフランスをはじめとする欧州連盟国が強く希望する「連盟規約の補足協定」に関する条項を部分的に容認し、さらには条文において「連盟国」と「締約国」を併記することで連盟と日本の対等な関係の確立を試みた。このように「連盟と並存可能な連盟脱退国」を目指す佐藤が会議を主導し、有田も佐藤の見解を受容するのであった。しかし、この会議の約一年後に日中戦争が勃発し、連盟は日本に制裁を実施した。これを受けた日本は連盟との決別を宣言し、連盟との並存を放棄することになる。